



		の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 5.行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、J・DMセンターが収集した情報 6.上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 7.前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記4の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
--	--	--

#### 第 15 条 加盟店情報の開示・訂正・削除

1. 加盟店等は、センターに対して加盟店情報の開示・訂正・削除を請求する場合、前条の各センター所定の申請手続きに従うものとします。 2. 加盟店等は、カード会社に対してカード会社が保有する加盟店情報の開示・訂正・削除を請求する場合、各カード会社の申請手続きに従うものとします。

#### 第 16 条 加盟店情報の取扱いに関する不同意

加盟店等は、加盟店等が加盟店契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合又は、第 13 条乃至第 15 条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合、当社又はカード会社が加盟店契約の締結を拒否し、又は加盟店契約を解除することがあることに同意するものとします。

#### 第 17 条 契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用

1. 加盟店は、加盟店契約が不成立となった場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず、加盟申込をした事実内容についてカード会社が利用すること及び加盟店情報欄等に一定期間登録され、参加会員が利用することに同意します。 2. 加盟店は、本サービスのうち「クレジットカード決済サービス」の利用を申し込む場合、カード会社が、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及びカード会社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意します。

#### 第 18 条 サービスの停止

1. 当社は、次の第 1 号に該当する場合は 1 週間前までに加盟店に通知することにより、また、第 2 号乃至第 5 号に該当する場合には何等通知することなく直ちに、加盟店による本サービスの利用の全部又は一部を停止できるものとします。 (1) 本サービスに係る機器等を保守・点検するとき (2) サーバ、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止又は停電、火災その他の事由により本サービスの提供が困難なとき (3) 天災地変等、不可抗力による事由を含むが、これに限られない (4) 第 8 条 1 項(2)乃至(9)に定める事由が生じたとき (5) 加盟店が本規約等に違反している疑いがあるとき 2. 当社は、前項に基づく本サービスの中断、停止により加盟店に生じた損害について、一切の責を負わないものとします。

#### 第 19 条 地位の譲渡の禁止

1. 加盟店は、加盟店契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。 2. 加盟店は、加盟店契約に基づく当社及び提携会社に対する債権を第三者に譲渡し、又は質入等担保の用に供することはできないものとします。 3. 加盟店は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく本サービスの全部又は一部を第三者に利用させることはできないものとします。

#### 第 20 条 規約の変更

1. 当社は、変更実施日の 1 カ月前までに次のいずれかの方法により加盟店に通知し、本規約等を変更できるものとします。 (1) 加盟店に対する書面の交付（電子メール、ファクシミリによる送信を含む） (2) 当社所定の Web ページにおける掲示 (3) その他、加盟店が合理的に変更内容を知り得る方法 2. 加盟店は、前項による本規約等の変更を承諾できない場合、当社所定の方法により加盟店契約の解約を申し入れることができるものとします。 3. 第 1 項により加盟店に通知した変更実施日の前日までに、加盟店から前項の申出がなされず、加盟店が変更実施日後に本サービスを利用した場合、加盟店が変更し承諾したものとみなし、当該利用を含む以降の本サービス利用に関しては、変更後の本規約等が適用されるものとします。

#### 第 21 条 住所変更等の通知義務

1. 加盟店は、申込書に記載した商号、代表者、本店所在地、銀行口座等、その他本規約に基づき届出た事項に変更があった場合は、直ちに当社に当社所定の方法で通知するものとします。 2. 前項に定める通知を怠ったため、当社から送付された通知その他の書面が延着し又は到着しなかった場合であっても、これらの書面は通常到着すべきときに到着したものとみなします。

#### 第 22 条 表明・保証

1. 加盟店は、加盟店契約の申込にあたって当社に提供した情報が、重要な点において遺漏なく、かつ正確であることを保証します。 2. 加盟店は、加盟店契約の申込にあたって、本規約等、本サービスの内容及び利用料金について十分に理解し、これを承諾していることを表明します。

#### 第 23 条 反社会的勢力の排除

1. 加盟店及び当社は、自己（自己の役員・従業員を含む）が、現在次の各号（以下各号に該当する者を「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないことを表明・保証し、将来においても反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約します。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 (5) 暴力団関係企業 (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 (7) その他前項(1)号乃至第(6)号に準ずる団体又は個人 2. 加盟店及び当社は、自己（自己の役員・従業員を含む）が、現在前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・保証し、将来においてもかかる関係を有しないことを確約します。 (1) 反社会的勢力等によってその経営を支配される関係 (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係 (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関係 (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係 3. 加盟店及び当社は、自己（自己の役員・従業員を含む）が次の各号に該当する行為を一切行わないことを確約します。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為 (4) 虚説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為 (5) 換金を目的とする商品の販売行為 (6) その他前項(1)号乃至第(5)号に準ずる行為 4. 加盟店及び当社は、相手方において前各項に反する事情がある場合又はそのおそれが高い場合には、何ら催告することなく、直ちに対象契約を解約することができるとします。なお、解除者は、当該解除によって相手方に損害が生じた場合であっても、その賠償の責を負わないものとします。

#### 第 24 条 損害賠償

1. 加盟店は、本規約等に違反し、加盟店契約又は本サービスに関して当社又は提携会社に損害を生じさせた場合には、その賠償の責を負うものとします。 2. 当社の責に帰すべき事由により、加盟店契約又は本サービスに関連して加盟店に損害が生じた場合は、当社は、加盟店の通常かつ直接の損害に限り、かつ、当該損害の原因となる事由が発生した月の利用料として加盟店が当社に支払った金額を上限として、その損害を賠償します。

#### 第 25 条 契約期間等

1. 加盟店契約の有効期間は、その成立日から 1 年間とします。但し、有効期間満了の 3 カ月前までに加盟店が当社に別段の意思表示をしない場合は、加盟店契約はさらに同一条件にて 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。 2. 前項の規定に拘わらず、加盟店及び当社は、解約希望日の 1 カ月前までに相手方に書面にて通知し、所定の手続きをすることにより、加盟店契約を中途解約できるものとします。 3. 前各項の規定に拘わらず、加盟店による本サービスの利用が継続して 6 カ月間発生せず、加盟店から特段の連絡もない場合には、当該期間が満了した月の末日をもって、自動的に加盟店契約が終了するものとします。

#### 第 26 条 期限の利益の喪失及び即時解除

1. 加盟店及び当社は、相手方に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、何等催告することなく直ちに加盟店契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、当該相手方はその時点において存在する、加盟店契約に基づく相手方に対する全ての債務について当然に期限の利益を失い、これらを直ちに履行するものとします。 (1) 本規約等に違反し、是正催告の後もその改善がなされないとき (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分申立てを受けたとき (3) 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、若しくは会社更生手続等の開始の申立てを受けたとき、又は自ら申し立てたとき（任意整理の通知の発送をしたときを含む） (4) 自ら振り出した手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に陥ったとき (5) 清算手続を開始したとき (6) 監督官庁から事業停止処分又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき (7) 解散、事業の停止、資本の減少、重要な事業の譲渡又は合併（自らが存続会社となる吸収合併を除く）を決議したとき (8) 天災地変、事故、刑事訴訟、行政処分、訴訟又は紛争等理由を問わず事業活動の継続に重大な支障をきたしたと認められるとき、又は事業上の信用が著しく低下したと認められたとき 2. 当社は、加盟店に次の各号に該当する事由のいずれかが認められる場合は、前項を準用することができるものとします。 (1) 当社に対する届出事項に虚偽の記載があったとき (2) 当社に無断で当社に届出した事業内容、取扱商品等を変更したとき (3) 加盟店代表者との連絡が不能となったとき (4) 当社又は提携会社に対し、営業上の信用を書し又は害するおそれのある行為、当社又は提携会社に重大な損害を与え又は与えるおそれのある行為、その他背信行為を行ったと認められるとき (5) その他加盟店として不適当と当社が判断したとき

#### 第 27 条 連帯保証人

1. 加盟店は、加盟店による加盟店契約に基づく一切の債務履行を担保するため、加盟店と連帯して履行の責を負う保証人（以下「連帯保証人」という）を当社の請求に基づき設定するものとします。 2. 当社は、連帯保証人において支払能力の不足その他連帯保証人設定の目的を達することができない事由があると認められる場合、又はそのおそれがあると判断した場合、加盟店に対して連帯保証人の追加又は変更を請求できるものとします。 3. 連帯保証人は、次の各号を承諾するものとします。 (1) 当社は、加盟店に請求することなく、連帯保証人に対し債務の履行を請求すること (2) 加盟店又は他の連帯保証人において債務免除等の事情が生じた場合であっても、連帯保証債務が免責されないこと

#### 第 28 条 合意管轄

加盟店及び当社は、加盟店契約に基づく一切の紛争を裁判により解決する場合には、その訴願に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 29 条 存続条項

期間満了、中途解約その他終了事由の如何を問わず、第 8 条、第 10 条乃至第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 24 条及び第 27 条乃至第 30 条の各条項は、加盟店契約の終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 30 条 その他

加盟店及び当社は、本規約等に定めのない事項又は本規約等の条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義に基づき誠実に協議の上これを解決するものとします。

以上  
(2018年1月19日改定)